

～法令条文のお作法（その 2）～

前回は「又は・若しくは」の用法を中心に記述したが、今回は「その他・その他の」のニュアンスの違いについて話を進めることにする。

例えば、女性が大勢出席するある会合を前にして、社長が、

i) 今江君その他の女性に人気のある社員を何人か連れて行こう。

ii) 今江君その他女性に人気のある社員を何人か連れて行こう。

と言ったとする。さて、今江君は、女性に人気のある社員だろうか。

i) では、明らかに、今江君は女性に人気がある人物である。なぜなら、「その他の」の前に置かれた名詞は、後に続く抽象的な内容の例示であるからである。最初に名前が出てきた今江君は、女性に人気のある社員の筆頭であるといえるだろう。

ところが ii) では、少々ニュアンスが異なる。なぜなら、「その他」の前に置かれた名詞と後に続く抽象的事項は、それぞれ独立した並列関係にあり、「その他」以降の内容は前の名詞を含まないためである。したがって、この場合、今江君は必ずしも女性に人気があるとはいえない。特別な事情があつて今江君を連れて行かない訳にはいかないけれど、彼はむしろ女性に敬遠されるキャラクターであるため、それを補うために、その他女性に人気のある社員をやむを得ず連れて行かなければならないのかもしれない。

このように、“の”の有無によって意味に違いが生じる訳である。この“の”を俗に例示の“の”という。

さて、この「その他・その他の」は、契約書においても頻繁に現れる表現である。例えば、次のケースを考えてみよう。

iii) 借主は、畳の表替、襖の貼替その他の貸主借主双方協議して取り決める事項の原状回復義務を負うものとする。

iv) 借主は、畳の表替、襖の貼替その他貸主借主双方協議して取り決める事項の原状回復義務を負うものとする。

実際にはかなり注意して読まないといえぬ違いを発見できない訳であるが、iii) では、双方協議して取り決める事項に、畳と襖が含まれていることに注意しなければならない。したがって、畳と襖は、借主にトリビアルに原状回復義務がある訳ではない。明け渡しの際、双方が協議して取り決める事項の例示にすぎないのである。一方、iv) は、畳と襖は、双方協議して取り決める事項に並列独立に存在し、協議して取り決める事項には含まれていない。したがって、借主に畳と襖の原状回復義務があることは自明である。

尤も iii) の場合でも、双方の関係が円満であるなら何ら問題はない。しかし、一旦関係が悪化した場合、この微妙なニュアンスの違いが事の趨勢を左右する可能性があるといえるだろう。そもそも契約書とは、このような場合に備えて事前に作成しておくものである。十分に気を付けておきたいところである。



株式会社 東昭エンタープライズ

〒160-0004 東京都新宿区四谷 4-33 ニシダ第一ビル 3 階

TEL. 03 (3357) 6572 FAX. 03 (3357) 6573

<http://www.t-enterprise.co.jp>